

(社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第9回 LLW廃棄体等製作・管理分科会 (F9Ph2SC) 議事録

1. 日時 2008年9月30日 (火) 13:30~15:15
2. 場所 日本原子力発電(株)本店 1階 第7、第8会議室
3. 出席者 (順不同、敬称略)
(出席委員) 阿部 (主査)、岡本 (副主査)、大浦、柏木、片岡、河西、坂下、櫻井、三本木、高橋、中瀬、中山、土生、水越、小倉 (幹事) (15名)
(代理出席委員) なし (0名)
(常時参加者) 大塚、大間、御子柴、藤井、水井、三根、山田、杉山、菊地 (9名)
(代理常時参加者) 大内 (八木代理) (1名)
(欠席常時参加者) 伊藤、熊野、中山 (3名)
(事務局) 谷井
4. 配付資料
F9Ph2SC9-1 第8回 LLW 廃棄体等製作・管理分科会議事録(案)
F9Ph2SC9-2 標準委員会の活動状況
F9Ph2SC9-3-1 「余裕深度処分対象廃棄体の品質確認方法:200* (仮称)」に関する標準の本体(案)の変更案について
F9Ph2SC9-3-2 「余裕深度処分対象廃棄体の品質確認方法:200* (仮称)」のうち、「附属書A (参考) 廃棄体の品質確認項目一覧及び廃棄体タイプ別の製作工程毎の品質確認項目一覧」
F9Ph2SC9-4 分科会の進め方について(案)
F9Ph2SC9-5-1 「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件」のうち、「附属書C (規定) 余裕深度処分対象廃棄体の製作条件」に係る前回分科会コメント等への対応案について
F9Ph2SC9-5-2 「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件」のうち、「附属書M (参考) 廃棄体輸送に係る技術項目」に係る前回分科会コメント等への対応案について
5. 議事
 - (1) 出席委員の確認
事務局より、15名全員の委員の出席があり、分科会成立に必要な委員数(10名以上)を満足している旨の報告が行われた。
 - (2) 前回議事録(案)の確認 (F9Ph2SC9-1)
事務局より、第8回 LLW 廃棄体等製作・管理分科会の議事録(案)が紹介され、承認され

た。

(3) 標準委員会の活動について (F9Ph2SC9-2)

事務局より、標準委員会の活動状況について、説明が行われた。

(4) 「余裕深度処分対象廃棄体の品質確認方法：200* (仮称)」に関する標準の本体 (案) の変更案について (F9Ph2SC9-3-1)

御子柴常時参加者より、F9Ph2SC9-3-1 に従い、標準の本体及び解説 (案) の変更案について説明があり、以下の意見を踏まえ更に検討を進めることとした。また、本案に対するコメントは 10/7 を期限に山田常時参加者へ連絡することとした。

主な議論等：

- ・「3 用語及び定義」において、“使用済樹脂等” が注記として記載されているが、用語の 1 つとして、独立させて定義すべきである。

→拝承

- ・p. 5 の表 2 のⅢ-1 に「なお、事業者標準の規定事項の確認は、当該標準に変更がないことが確認できれば、再度確認する必要はない」とあるが、これは標準自体の規定事項が変更されていないことの確認の他に、当該標準を変更する要因 (標準への新たな知見の反映等) の有無の確認も必要である。このことを考慮した記載とすべき。

- ・同様に、「また、このことは、他の確認方法についても同様である」とあるが、これがどこまでを指すのか (範囲) を明確にするべき。

→検討する。

- ・本体 p. 8 の表 3 他 (タイトル) に、“等” が記載されているが、本体に“等” を記載するのは好ましくないため、“等” の意味/内容を明確にすること。

→検討する。

- ・p. 1 の「2 引用規格」に仮称で記載している「放射能評価方法標準」は、その制定時期が本標準の制定より遅れる可能性があるため、そのことを考慮した記載とすべきである。

→拝承

- ・p. 9 の表下段にセメントの JIS が記載されているが、本体に記載している JIS は、「2 引用規格」に記載すべきである。

→拝承

- ・鑄造容器の扱いはどうなっているのか。

→現時点では仕様等詳細が未定であるため、その旨を解説に記載する。

- ・p. 4 の「4. 2. 2. 1. 1 製作準備段階」の記載は「製作準備段階…品質確認項目及び確認方法を表 2 のとおり規定する。」とあるが、品質確認項目は 4. 1 (表 1) に規定しているため、ここの記載は「…品質確認項目に関する確認方法…」とすべきではないか。

これは、p. 8 の本文も同様。

→検討する。

- ・p. 5 の表 2 以降、表中の記載は、すべて“事業者は、”という書き出しで始まっているため見づらい。この標準は事業者が実施することを規定している旨を適用範囲で明確にし

ており、記載の工夫が必要。

また、「事業者標準」という用語(呼称)は、本標準と混同しないような記載(工夫)が必要である。

→検討する。

- ・「事業者標準」の範囲はどこまでか？廃棄体製作以外に、検査、更に品質保証まで含めるのか？

→定義において明確にする。

(5) 「附属書 A」について (F9Ph2SC9-3-2)

御子柴常時参加者より、F9Ph2SC9-3-2 に従い、附属書 A(参考)とする「廃棄体の品質確認項目一覧及び廃棄体タイプ別の製作工程毎の品質確認項目一覧」について説明があった。コメントは特になし。

(6) 分科会の進め方 (F9Ph2SC9-4)

小倉幹事より、F9Ph2SC9-4 に従い、下記の間中間報告に向けて進めることが了承された。

- ・サイクル専門部会：11月下旬
- ・標準委員会：12月4日

(7) 基本的要件標準の「附属書 C」及び「附属書 M」について (F9Ph2SC9-5-1, F9Ph2SC9-5-2)

中瀬委員より、F9Ph2SC9-5-1 及び F9Ph2SC9-5-2 に従い、前回分科会でのコメントを反映した附属書 C(廃棄体の製作要件)及び附属書 M(廃棄体輸送に係る技術項目)について説明があり、以下のコメントを踏まえて必要な修正を行い、サイクル専門部会で本報告することとした。

主な議論：

- ・F9Ph2SC9-5-1 の表 C.5 の「除外が必要な物質」欄に、“固型化を阻害する非常に高濃度の塩・・・”と記載されているが、“非常に”は不要ではないか。
→当該箇所以外の記載内容を確認し、問題なければ“非常に”の表現は削除する。
- ・F9Ph2SC9-5-1 の表 C.3 の規定は、溶接容器のみで、鋳造容器は触れていないにもかかわらず、品質確認標準で鋳造容器を記載していることに矛盾はないか。
→品質確認標準との整合を含め検討する。

6. その他

次回分科会は、10月16日(木)午後、場所は事務局にて調整することとした。

以 上